

# 茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版) 進捗状況報告書(令和3年度版)に対する市民意見

- 募集期間 令和3年7月5日(月)～7月19日(月)
- 意見提出者数 5人
- 意見の件数 33件
- 内容別の意見件数

項目	件数
①目標及び重点施策に関する御意見	28
テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全	(15)
テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり	(8)
テーマ3 資源循環型社会の構築	(0)
テーマ4 低炭素社会の構築	(1)
テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり	(4)
②その他 (報告書全般に関する御意見、報告書の表現方法に関する御意見など)	5
<b>合計</b>	<b>33</b>

①目標及び重点施策に関する御意見				
テーマ1 特に重要度の高い自然環境の保全				
施策の柱1.1 コア地域の保管理体制、財政担保システムの確立				
No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
1	12	目標2	参考-6 テーマ1 目標2 施策の柱1.1 コア地域の保管理体制、財政担保システムの確立については、27年度に目標変更を行ったにもかかわらず、進捗状況報告では目標の未達が目立つ。もっと真摯に対応してほしい。	御指摘のとおり進捗が芳しくない施策については、今後も、市の財政状況や社会情勢に応じて、取り組んでまいります。
2	12	目標2	活動組織があり、とあるが、実情に合わせた活動組織がある、といえるのかどうか。	各コア地域にある活動組織は、市民の方や施設管理者それぞれの立場で主体的に設置されているものであり、組織のあり方を含め、各地域の実情に合っているかどうかについては、個々の組織の活動のなかで変化していくものと認識しています。
3	12	目標2	長谷の希少性の高い植物を平成24年に市民が移植した。一度確認をした。平成30年に景観みどり課の職員が希少種を移植しているが、その後については不明。移植した市民や調査した市民に内容を公開してもらいたい。協議中の内容についてももう少し詳しく書いてほしい。	令和元年7月に移植した植物を確認しましたが、エビネ以外の植物は、衰弱傾向にありました。当該地の植物の保全については、建設工事が進んでいない状況のため、今後は、その進捗に応じて、土地所有者と協議してまいります。

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
4	14	重点施策1	<p>(1) コア地域ごとの活動組織の設置は何も書かれていませんが、今のままで十分と考えられているのですか？ 市民としては、不十分であると認識している。</p> <p>(2) 長谷に関しては、土地利用の進捗がなかったから取り組みもなかったという書き方はおかしいと思う。 学校を設置することが決まっており、それに伴って計画が進まなくても、どこまでをどのように保全していくのか、進捗がないからこそ、この時期に茅ヶ崎市の主体的な提案をすることもできると思う。</p> <p>(3) 計画に基づく活動について ○清水谷…「清水谷特別緑地保全地区保全管理計画」は5年ごとにみどり審議会や環境審議会、学識経験者等の助言による見直しをすることが記載されている。すでにその時期を大幅に過ぎているにもかかわらず、見直しの案さえ提出されないのが実情である。市は事実を記載すべきではないかと思う。 ○赤羽根字十三区周辺特別緑地保全管理計画は、新しく買入れた部分の将来像やみどりのまちづくり基金で実施した駐車場などの設備があるが、それらは変更されているのか、明確でない。 ○最初に策定した各コア地域の保全管理計画は、周辺の変化やその場所自体の変化に伴い、見直しや改正が必要と思う。</p>	<p>(1) コア地域ごとの活動組織の設置について 令和2年度における活動組織の設置に関する取り組みがなかったため、記載をしていません。活動組織がない、赤羽根十三区については、有志の市民による保全活動を実施していることから、現状において組織化する予定はありません。また、長谷については、土地所有者による建設工事が進んでいない状況であるため、現時点で活動組織をつくる必要性がないと認識しています。</p> <p>(2) 保全管理のための計画の作成について 長谷については、土地所有者による建設工事が進んでいない状況であるため、工事の進捗に応じて、今後協議をしていくものと認識しています。</p> <p>(3) 計画に基づく活動の推進について 各コア地域の保全管理計画については、策定時から年月が経過しているため、見直しをしなければならない状況であると認識しています。今後も引き続き見直しについて取り組んでまいります。</p>
5	16	重点施策2	<p>(1) 緑のまちづくり基金活用のための仕組みづくり この施策も、すでに環境基本計画(2011年版)を作成する前に、市民団体から提案が出されていた内容である。それにも関わらず、市の考え方が大幅に揺れ動き、未だに検討されているままである。 今回、森林環境譲与税が創設されるからとまた遅れてしまい、今後市民参加の手続きも行わず、みどり審議会にて条例改正まで行うとの担当課の回答があった。 また、良好な自然環境の保全や取得だけでなく、自然環境評価調査などにも利用を広げようとしているが、これはおかしい。みどりの基本計画にも環境基本計画にも記載がある施策であるので、きちんと予算を取って実施すべきだと考える。 緑のまちづくり基金で実施するならば、やらなくても良いと考える。評価調査としても、みどりのまちづくり基金が利用できなくて、自然環境の保全すべき場所が保全されないのだから。 また、今回平成30年度に赤羽根十三区の利用地の整備に3300万円が取り崩されていたことが市民の問い合わせで初めて公表された。これもおかしいと思う。 保存樹林だった香川公民館の雑木林の保全を市民が寄付を募って、意見広告まで出して、議会へも陳情を出して、保全の要望をしたにもかかわらず、保全する必要がない樹林だと簡単に開発がされてしまった。にもかかわらず、保全すべき場所ではない管理用地だという土木工事に多額のお金を取り崩していたことは市民を騙す行為であると考えます。</p>	<p>茅ヶ崎市緑のまちづくり基金条例の一部改正については、検討の過程において、市民参加の手続きを行ってまいります。</p>

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
5	16	重点施策2	(前ページからの続き) 今後、みどりのまちづくり基金条例を改正するならば、自治基本条例に則って、きちんと市民参加を行って条例改正をしてほしい。	
6	16	重点施策2	短期的、経済的にはしない方が有益であるのが環境保全であるからこそ、財政担保をゆるぎないものにするために、より広く理解されるような広報が必要(小・中学校向けの教材が作成できれば親世代にも広報できるのではないか)。 ○30年前と現在の市の緑被面積の変化を可視化して並べる。 ○30年前と現在の動植物の分布?を並べる。 ○源流を埋め立てるとどうなるのか。保全している土地を仮に造成、または残土埋め立てた場合、どのような弊害が下流に起こりうるのか、線状降雨帯が来た場合なども想定し、示す。など、自然に特には関心のない市民にも理解しやすいような紹介をしたらよいと思います。	市内に残された貴重な自然環境を市民に周知し、緑のまちづくり基金に寄附の御協力を得られるよう取り組んでまいります。
7	17	重点施策2	茅ヶ崎市の緑のまちづくり基金の活用事例を見て驚いた。令和2年の進捗状況報告書には30年度の「赤羽根十三図の管理用地の整備」にみどり基金が活用されたことが掲載されていない。この活用について明記されていない状態で、私たち市民は進捗状況報告書に意見を書いた。不正確な内容で市民から意見をもらう、というのはいかがなものか。看過できない。 平成30年のみどり審議会に報告もしていない。担当課のホームページにも活用事例として今年の6月まで挙がっていなかった。この管理用地は赤羽根十三図周辺特別緑地保全地区内ではない。 環境政策課も景観みどり課も緑のまちづくり基金の活用事例の記載が正しくなかったことについてきちんと説明してもらいたい。 さらに平成元年に赤羽根十三図の一部を取得しているが、荒地のままである。目的があつて、取得したのであるから、特緑としてふさわしい環境になるように管理計画をたて、努力してもらいたい。	令和2年度以前の進捗状況報告書には、土地を取得したことを主眼に掲載していましたが、茅ヶ崎市緑のまちづくり基金条例の一部改正を検討するにあたり、これまでの活用事例のすべてを記載することとしました。 赤羽根十三図周辺特別緑地保全地区については、保全管理計画に基づき、適宜取り組んでまいります。
8	18	重点施策 3,4	この施策は、清水谷とその周辺を総合的に保全していく施策を展開しない限り、4.9haの狭い特別緑地保全地区の清水谷の生物多様性を将来的に保全していくことができないことをしめしている。しかし、取り組みの書き方はそのようになっていないために不十分である。  (1) 清水谷の保全 具体的な取り組みの書き方が理解できない。 清水谷を愛する会は、茅ヶ崎市と協定を結んで、保全管理計画に則って、保全作業をしている。だから、それに必要なことは全部実施している。会が実施していることと行政がしていることを書けば、もっと明確な書き方ができるのではないか。書き方を考えたほうが良い。 行政のすべきことを書くならば、保全管理計画が改正していないことも記載すべきである。	(1) 清水谷の保全について 御意見のとおり、清水谷の保全管理計画については、改正まで至っていない状況です。今後につきましては、清水谷を愛する会に協力をいただきながら、保全管理計画の見直しを行いつつ、保全活動をしてまいります。取り組みの記載方法に関する御意見については、来年度の報告書作成時の参考にさせていただきます。  (3) 清水谷周辺の自然環境の保全について 地権者の方や、周辺住民の方に対しては、機会を捉えて、環境への配慮をお願いしてまいります。  (4) 周辺の自然環境に配慮した(仮称)小出第二小学校用地の活用について 当該地は、市が所有する土地であるため、所管課による管理を行ってまいります。

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
8	18	重点施策 3.4	<p>(前ページからの続き) また、具体的に保全作業への支援や情報共有を行っているというならば、もっと具体的に有効な情報提供をしてほしい。</p> <p>(3) 清水谷周辺の自然環境の保全 地権者や近隣者に対して環境への配慮をするよう依頼したとありますが、特緑になってから変わらず地権者の土地利用のしかたや近隣者のごみや外来種の投棄、土や竹などの持ち去りなど、いろいろなことが起こっている。 特別緑地保全地区として、多くの方に気持ちよく認識していただき、将来にわたって保全管理が十分に行われるためには、小池先生が環境審議会の中で言われていたように、地域の方々に様々な機会を利用して意見交換会や説明会などを行う必要があると考えている。 今からでも遅くないし、今後の特別緑地保全地区のためにも地域での理解と協力をお願いできるようなことを実施すべきである。 それによって、周辺の土地利用も変わってくるのではないかと思う。</p> <p>(4) 周辺の自然環境に配慮した(仮称)小出小学校用地の活用 現在スポーツ広場として利用されている場所の南側の樹林には貴重な植物が生えている。十年も何も進展がないならば、あの場所だけでも保全区域にしてほしい。</p>	
9	19	重点施策 3.4	<p>小出第二小学校予定地の活用についてはもう10年以上検討している。方向性は示してほしい。</p>	<p>「茅ヶ崎市総合計画基本構想及び実施計画」(平成23年度から令和2年度)に位置付けた「野外研修施設」の必要性については、柳島キャンプ場の整備など野外研修施設に類似する施設が整備されていることを踏まえると、当該地における野外研修施設の必要性は薄れているものと考えます。 そのため、周辺の貴重な自然環境とともに、市の基本構想等の行政計画を踏まえ、現状においては、暫定スポーツ広場の利用が増えてきている状況にあることから、現在の土地利用を継続するものと考えております。</p>
10	21	重点施策 5.6	<p>(1) 水害防備保安林及び移植樹林の保全管理に関するルール、システムの確立 「平太夫新田全体の保全について検討する必要がある」とあるが、全体に広がる具体策を提案すべき。 国との情報共有については、庁内で共有しただけで、市民団体とは共有していない。国との意見交換会には、市民団体から色々な質問を出して意見交換をするが、茅ヶ崎市は意見を出さないから、三者で意見交換をしたということにはなっていない。</p>	<p>(1) 水害防備保安林及び移植樹林の保全管理に関するルール、システムの確立について 平太夫新田全体の保全については、土地のほとんどが民有地であるため、市が介入して保全を行うことは困難です。今後につきましては、市が占有許可を受けている範囲の保全を行ってまいります。 相模川を所管している国との意見交換会については、市から議題として上げるものが無く、特に意見を申し上げることができませんでした。今後の意見交換会については、相模川の堤防整備の進捗があった場合、必要に応じて開催してまいります。</p>

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
10	21	重点施策 5.6	<p>(前ページからの続き) (2) 地域との連携による管理体制の確立 相模川の河畔林を育てる会は、市が管理体制を立ち上げることができないということ で、市民が立ち上げたものである。本来は地域の方々が保全作業をするような団体の設置が望ましい。是非、その方向をめざすべきである。</p> <p>相模川の河畔林を育てる会の活動は、広報ちがさきに記載されることによって、今年は高校生や大学生が参加してくれたり、草刈り機を持っていて森林整備をしたことがあるという方が不定期に参加してくださるといふつながりができている。今回担当課から10月から広報ちがさきには記載しないと伝えてきた。茅ヶ崎市の施策を推進するためのボランティアで頑張っている市民団体に力を貸さない行政はどうなっているのだろうと考える。自然環境は市民の協力がなければ保全されて行かないものとの認識を持って、施策を進めてほしい。</p> <p>また、相模川の河畔林を育てる会と(株)オーテックジャパンが連携している継続的な保全作業については一切記載がないが、本当の市民参加で市民と企業が協力していくことの成果が上がっていることは、記載しても良いのではないかと。</p> <p>全体の所で記述したが、相模川の河畔林の活動が「C」となっている。これは担当課に対するものか、活動に対するものか。どんな基準で「C」となったか。</p>	<p>(2) 地域との連携による管理体制の確立について 地域において保全活動の担い手となっていた方がいない状況であるため、団体の設置は現状では、難しいと認識しています。</p> <p>そのような状況のなかで、「相模川の河畔林を育てる会」や民間企業の協力により、当該地域の保全活動が行われていることについては、大変ありがたいことだと思っています。今後につきまして、保全活動に協力いただける団体、企業の支援をしてまいります。取り組みの記載方法に関する御意見については、来年度の報告書作成時の参考にさせていただきます。</p> <p>また、広報紙への掲載については、定例的な掲載が難しくなった状況ではありますが、市ホームページやFacebookなどを活用し、団体の活動を周知してまいります。</p> <p>評価については、保全管理計画に基づく保全が実施されていることを評価してC評価（ある程度進んでいる）としています。</p>
11	23	重点施策7	<p>(1) 水源地、樹林地の保全 いつまで経っても市民有志であり、保全管理する市民団体を立ち上げないのはおかしいと思う。特別緑地保全地区なので、必要な保全作業を確実に実施する必要があるのではないかと考える。特に新しく水源地として取得した荒地だった畑は、どのような将来像になるのかも分からないし、現在は外来種が繁殖している状況である。</p> <p>■成果・課題と評価 どうしてこれで評価がBなのか、理解できない。</p>	<p>(1) 水源地、樹林地の保全について 現状では、市の呼びかけに応じていただける市民の方の協力により、保全活動が定期的に行われている状況です。当面の間は、現状のとおり保全活動を続けてまいります。</p> <p>評価については、保全管理計画に基づき、土地所有者・市民・市の連携により管理が行われているため、B「概ね順調に進んでいる」としました。</p>
12	23	重点施策7	<p>東原の植物を赤羽根十三区に移植しているようであるが、そのことについてはまったく触れられていない。説明があつてしかるべきではないか。</p>	<p>東原の植物については、当該地の開発行為に伴うミティゲーションのための植物の退避先として、赤羽根十三区周辺特別緑地保全地区内の土地を移植先としたものです。</p> <p>赤羽根十三区の保全という観点から移植をしたものではないため、この報告書には記載をしておりません。</p>
13	25	重点施策9	<p>(1) 生物の生存基盤などの多面的機能を持つ水田の保全 行谷で、援農ボランティア制度を利用している人が何人いるのですか？</p> <p>■成果・課題と評価 現在の集中豪雨の状況では、1時間50mmの雨に対応する遊水地が、自然環境を破壊して、15年以上先に出来上がったとしても何の価値があるのか。将来を考えて審議会でも考えてほしい。</p> <p>これである程度進んでいるCと評価はできない。</p>	<p>(1) 生物の生存基盤など多面的機能をもつ水田の保全について 援農ボランティア受入れ登録農家は、字毎の集計は行っておりませんが、令和2年度の受入れ登録農家は、市全体で48件でした。</p> <p>現在、神奈川県が行谷地区で進めている遊水地整備事業につきましては、河川の氾濫防止等、治水安全度の向上において、大変効果的なものと考えています。</p> <p>評価については、遊水機能土地保全事業、援農ボランティア事業を引き続き実施し、水田の保全に寄与することができたことからC「ある程度進んでいる」としました。</p>

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
14	27	重点施策 10,11	柳谷は多様性があり、良い場所であるが、現在は県が指定管理者に委託して管理している公園である。そのために、貴重な植物等が生息している場所まで維持管理を行うのは難しい状況になっている。 生態系に配慮した保全作業がもう少し積極的に行われることを期待したい。	公園の自然環境の保全については、「茅ヶ崎里山公園運営会議保全部会」での協議を経て、神奈川県公園協会と茅ヶ崎里山公園倶楽部が自然環境へ配慮しながら実施できているものと認識しています。

### 施策の柱1.2 コア地域をつなぐみどりの保全と再生

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
15	32	重点施策13	<p>(1) 斜面林、農地、水辺環境、社寺林・屋敷林等の、歴史的・文化的遺産と併せた一体的な保全</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保存樹林 今までも記載について要望をしています。が、昨年までの面積と今年度の面積を書く必要があるのではないかと。それでないと保存樹林がどの程度解除されて開発がされたしまったのか、市民にも審議会委員にも理解できない。</li> <li>特に今年は南側で一番大きかった保存樹林が開発された。このようなことが起こらないように、保存樹林の解除の時には環境審議会とみどり審議会にかけるとこと、事前に自然環境庁内会議で十分な検討し、樹林として、公園として少しでも残せる努力をするという約束を前市長が市民にしたことを思うと、今回、これらが無視され、100年近い樹齢の多くの松林が伐採されることになったことは、悲痛な思いである。</li> <li>南側は、もう今後保存樹林が新しく指定される場所がないとのことである。そのためにどんどん消滅していきただけである。それは、現在のみどりの保全等に関する条例に何の規制もないためである。</li> <li>・斜面林の保全 斜面林の枝払い、樹林のためなのか？ 寄付された貴重な斜面林はどのように保全するか、何も保全作業をしないで何年放置するのか、教えてほしい。</li> <li>斜面林にある外来種のトキワツユクサ等を市民有志で年に何回も除去しているけれど、それは市民が勝手にやっているということで記載しないのか？</li> </ul> <p>(2) 生物多様性に配慮した新たなみどりのネットワークの創出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーンバンク制度 「グリーンバンク制度を継続的に実施していますが、制度利用者がおらず、配布引取りとも0件でした。・除草作業を実施し、適切な管理に努めました。」と書かれている。でも、草茫々でどこに何があるのかもわからないし、移植に適しているような樹木の管理がされていないのに、制度を利用する人はいないのが当たり前だと思う。</li> <li>この制度が現状に合っていないのならば、すぐに制度自体を改善するべきであり、そうでなくしっかりとこの制度を生かしていこうというのなら、それなりの管理をして、市民に関心を持ってもらえるようなPRももっとすべきだと思う。</li> </ul>	<p>(1) 斜面林、農地、水辺環境、社寺林・屋敷林等の、歴史的・文化的遺産と併せた一体的な保全について</p> <p>保存樹林の面積等については、みどり審議会に定期的に報告をしています。今後の報告書では、面積を記載するよういたします。なお、令和2年度から3年度にかけての保存樹林の指定解除はありませんでしたが、元年度から2年度に移るときには、3件、面積約6,700㎡の指定解除があり、令和3年4月1日時点の保存樹林の指定状況は28件、面積約35,200㎡となっています。</p> <p>また、みどりを保全するために規制をかけることについては、財産権を保障しなければならないため、現状の制度運用を継続してまいります。</p> <p>赤羽根斜面林については、南側道路に張り出していた樹木の枝払いをしました。市として十分な保全管理ができておらず、市民有志で行っていただいている保全作業には大変感謝しております。今後、特別緑地保全地区の指定を目指していますが、そのための適正な維持管理について検討してまいります。</p> <p>(2) 生物多様性に配慮した新たなみどりのネットワークの創出について</p> <p>グリーンバンク制度については、令和2年度において利用者がなく、今後、制度の見直しや各樹木センターのあり方について検討してまいります。</p>

テーマ2 市域全体の自然環境の保全・再生の仕組みづくり

施策の柱2.1 市域全体の自然環境保全に向けた土地利用のルールづくり

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
16	38	重点施策 16,17	参考-6 テーマ2 目標5/重点施策16 新条例は策定されたが、罰則規定が緩く、これで自然環境の保全が十分担保されるか疑問に思われる。目標6/重点施策17について、土地所有者との調整を行なって施策をもっと進めてほしい。	罰則規定については、条例を改正するなかで検討されたものと認識していません。 保全すべき地域の指定については、市の事業全体のなかで、優先度に応じて進めてまいります。
17	38	重点施策 16,17	保存樹林の所でも記載しましたが、この条例は、消滅の危機にある自然環境を保全するための条例ではない。保全できないのだから、これではだめだと条例改正を検討すべきである。 今回は何もしていないにもかかわらず、評価がCということも理解できない。	みどりを保全するために規制をかけることについては、財産権を保障しなければならないことから、慎重な議論が必要であると認識しており、条例を改正する際にも、検討がなされたものと認識しています。 評価については、保存樹林・保存樹木制度、市民緑地制度に関する取り組みを継続的に行っていることから、C「ある程度進んでいる」としました。
18	40	重点施策18	参考-9に書かれているように、これは最初「自然環境庁内会議の設置」だった施策であるが、旧星原邸の保存樹林が解除され、開発された時に、前市長がこんなことが二度と起こらないようにと、各課が連携をして自然環境を保全できるようにと、「自然環境庁内会議」を前倒しで設置した経緯がある。その後、市民から効果的な運用がされていないという要望を入れて、変更後の効果的な運用の内容となったはずである。 変更後の中身について、これが実施されていけば、市民の納得が得られると思う。 しかし、その後の行政側の対応は、保存樹林の解除に関しても十分な事前の検討も行わない状況であることを考えると、もう一度、変更後の中身を担当課は認識してほしい。	自然環境庁内会議における情報共有により、公共工事や開発行為が行われる前に、生きもの調査を行い、必要に応じてミティゲーションを行ってきました。 ただし、開発行為そのものを止めることはできないため、生物多様性を維持するため、実施し得ることを取り組んでいる状況です。
19	40	重点施策18	重点施策18 自然環境庁内会議の効果的運用については、土地利用や開発の問題が生じた場合、関係部署に加えて学識経験者や土地所有者、事業者のほかに、関係市民ほかを交えた検討会の開催が必要と思う。香川公民館の雑木林（保存林？）の消滅のような問題は今後起こらないようにしてほしい。	自然環境庁内会議については、関係課が情報共有できるよう今後も適切に運用してまいります。 民有地の開発に対しては、強制的に開発を止めることは難しいので、一定規模以上の開発行為に対しては、茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準に関する条例に基づく緑化指導を通じて、みどりの保全、創出を推進してまいります。

施策の柱2.2 生物多様性の保全方針の策定

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
20	41	目標7.8	緑化のガイドライン作成についてはいつになるのか示してほしい。	「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」の計画期間内での作成を目指してまいります。

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
21	42	重点施策 19,20	<p>(1) 自然環境評価調査は、危機にある自然環境を保全するために行う約束で市民が協力して茅ヶ崎市独自の調査が実施されてきた経緯がある。しかし、その内容が生かされず、どんどん破壊されていくのであれば、やる意味がないと市民は思っている。</p> <p>(2) 生物多様性のガイドラインは、最初に書いたように、どうして作成されないのか、理解できない。茅ヶ崎市らしいガイドラインを早急に作成する必要があると考える。生物多様性地域戦略を作ってもガイドラインがないと意味がない。 行政が何もかもできないのだから、市民にガイドラインを周知することによって、外来種の駆除等を自分の身近な地域の中でやってもらうことが重要である。</p>	<p>(1) 「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」の協働による推進について 自然環境評価調査については、自然環境の観点から市内の重要で優先的に保全すべき場所を把握すると同時に、その結果は、「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」の策定のための資料として、大変重要なものであると認識していますので、今後も継続して実施してまいりたいと考えています。</p> <p>(2) 生物多様性に配慮した環境整備を促すためのガイドラインの作成 生物多様性の視点を盛り込んだ緑化ガイドラインを作成することを、「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略」に盛り込んでおりますので、今後作成する予定です。</p>
22	42	重点施策 19,20	<p>自然環境評価調査に緑のまちづくり基金を活用できるように検討するようであるが、調査だけ行っても意味がない。市内の中で保全すべき地域を把握するために調査を行っているはず。行谷も一番評価の高い地区が公共事業で壊されるようである。評価調査の結果がまちづくりに生かされていると思えない。 また調査員に調査後の情報がまったく共有できていない。例えば赤羽根十三区の管理用道路や移植についても知らされない。長谷についてもまったくわからない。このような状況の中で調査にまちづくり基金を活用することに賛成できない。</p>	<p>茅ヶ崎市緑のまちづくり基金の運用については、今後、その根拠となる茅ヶ崎市緑のまちづくり基金条例の一部を改正する手続きのなかで、検討してまいります。</p>
23	42	重点施策 19,20	<p>施策の柱2.2 生物多様性の保全について、平成27年度に改正された目標8/重点施策20にガイドラインの作成と運用スケジュールがあるが、ガイドラインの作成が未達である。作成・運用を同じスケジュールで示すのではなく、記述方法見直し、まずはガイドラインの作成を早急に進めてほしい。</p>	<p>生物多様性の視点を盛り込んだ緑化ガイドラインを作成することを、茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性ちがさき戦略に盛り込んでおりますので、今後、作成する予定です。</p>

#### テーマ4 低炭素社会の構築

##### 施策の柱4.1 「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画」の推進

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
24	61	重点施策29	<p>テーマ4 重点施策29 市事業における省エネ機器・新エネルギーの導入など各部署の積極的で取り組みは評価されます。</p>	<p>今後も茅ヶ崎市独自の環境マネジメントシステム（C-EMS）に基づき、物品、エネルギーを調達する際は、環境に配慮したものを選択します。</p>

テーマ5 計画を確実に進めていくための人づくり

施策の柱5.1 本計画推進のための庁内における環境意識の向上と人材育成

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
25	70	重点施策 32,33	C-MESによる事務事業のさらなる推進を期待しますが、外部監査において法令遵守について指摘されることがないように留意願います。	令和3年度より運用を開始した新しいC-EMSでは、環境法令の順守体制の強化を目指して取り組んでいくこととしており、これまで以上に庁内で連携を図りながら、環境に配慮した事務事業の執行を目指します。

施策の柱5.2 市民・事業者の環境意識啓発・人材育成、活動の支援

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
26	74	重点施策34	新博物館のテーマが「大地と人の物語」なら、現在の環境保全状況を発信する情報拠点の役割を担ってほしいと思う。	新しい博物館での展示計画では、展示の一つの種類として「市の諸施策と連携した展示」を挙げています。そうした展示を通じ、各所管課と連携して、御要望のあった市内の環境保全状況や環境に関する情報を発信する役割を担っていきたいと考えております。
27	76	重点施策35	効果的な支援とか、市民の参加の拡大などはどんなことを考えているのか、理解できない。 担当課が策定したボランティア制度はどこに行ってしまったのか？ 日々の市民団体との情報交換を密にして、いかに多くの人々が協力してくれるのかを考えてくれないとシステムだけ作っても何も進まない。	自然環境ボランティアあっせん制度については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、制度の運用を停止している状況です。今後については、感染症の拡大の状況に応じて、再開してまいります。 市民団体の活動については、情報誌や市ホームページ、パネル展等にて情報発信しており、今後も機会を捉え、多くの皆様の参加を促したいと考えます。

施策の柱5.3 学校における環境教育の充実

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
28	79	重点施策 36,37	各市民団体が毎年市内の中学校数校の総合学習を担っているが、それらは記載がない。 行政側は把握していないのかもしれないが、これこそ㊸の施策ではないかと考える。 何度も言うが、環境は市民が協力してくれて初めて施策が推進されるものと考えているので、それを陰で支えてくれて、支援してくれるのが行政ではないかと思う。	市民団体による、学校等の環境学習への支援の状況については、毎年度照会し、御回答いただいた内容を資料編に記載しているところです。報告書への記載方法については、令和4年度版の作成時に検討します。学校等での環境学習において、市民団体の皆様が果たしている役割は大きく、今後も活動の周知等を行います。

②その他(報告書全般に関する御意見、報告書の表現方法に関する御意見など)

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
29	4	—	p4の目標7 (仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略を令和2年度・・・と記載されてるが、この地域戦略は既に、平成31年にみどりの基本計画の一環として策定されており、p5の末尾の太線四角内、及び、参考-2, 4, 5, 10ページにその経緯を詳しく説明すべき。現時点では《(仮称)茅ヶ崎市生物多様性地域戦略》は存在しないため、この活字は使用不可である。	目標7及び重点施策19については、平成27年度に実施した見直し時の文言を活かしています。目標7の進捗状況については、報告書41ページに記載しています。

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
30	—	—	<p>新型コロナによる休止や延期への対応がない。</p> <p>数カ所に記載があるがその対応、対処内容の記載がない。まだ詳細なものが決まっていないのかもしれないが、環境基本計画の停止、中止は有り得ない。何らかの対応方法の記載が必要である。</p>	<p>令和2年度はコロナ禍により、イベント等の多くの事業が、従来の対面型での実施ができなくなりました。対応としてオンラインでの開催に切り替えた事業については、資料編(82,83ページ)にまとめて掲載しております。</p>
31	—	—	<p>すべての事業・施策に推進事業毎に予算額と決算額が記載されており、脚注に「事業費は該当する第4次実施計画事業全体の事業費を示すものであり、「具体的な取り組み内容」個別の事業費を示すものでない」とあります。</p> <p>具体的な取り組みに掲載された事業の中にはコロナ感染対策で事業を中止した場合でも決算額が記載されている場合があり、一方、指定管理者に委託していると思われる事業については予算額と決算額が同じになっています。具体的な事業を中止した場合の決済額とどのようなもので、どのように処分されるのでしょうか？</p>	<p>第4次実施計画事業名として示している事業については、複数の取り組みが内包されている場合があり、一部の取り組みがコロナ禍により中止となった場合でも、その他の取り組みが実施され、予算の執行があれば決算額として記載されません。</p>
32	—	—	<p>(最後の報告書の審議会へのお願い)</p> <p>茅ヶ崎市環境基本計画(2011年版)の最後の進捗状況報告書となりました。</p> <p>環境基本計画(2011年版)の策定に環境審議会委員として、市民会議の座長として関わったものとして、この10年、この計画を推進するために様々な市民活動や行政への協力・提案、意見書など市民としてあらゆる努力をしてきました。</p> <p>なぜなら、この計画は、策定時に行政側の担当課と十分な意見交換をして、実施が可能だという回答をもらった結果の計画だったからです。</p> <p>しかし、多くの自然環境の重点施策が目標年次までに実施されることがなく、時期が過ぎてしまったということで、途中で行政側の都合で目標年次が変更になりました。</p> <p>その中で、生物多様性のガイドラインについては、変更になった後も作成されることがなく、検討ばかりで、10年経った今も達成できていない状況です。</p> <p>その間にどんなに多くの自然環境が失われたことでしょうか。</p> <p>昨年、私が提出しました「生物多様性地域戦略に伴う具体的なルール策定について」の要望書については、小池先生が建議をしてくださいましたが、未だに検討中であり、策定できないルールなんて市民にとっては考えられません。</p> <p>環境審議会は、環境基本条例に則って、茅ヶ崎市の環境を保全及び創造するための審議会です。</p> <p>「茅ヶ崎市環境審議会規則」には、「審議会は、茅ヶ崎市環境基本計画の策定及び変更、環境に関する市の主要な施策又は方針の立案、環境施策の報告その他環境の保全及び創造を推進するために必要と認める事項につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申するとともに、環境の保全及び創造に関し必要があると認めるときは、市長に意見を述べるものとする。」と書かれています。</p> <p>単なる諮問機関でなく、自主的に活動することができる審議会です。今回の環境審議会の答申が私たち市民の願いに答えてくださることを願っています。</p>	<p>ガイドラインの策定については、「茅ヶ崎市みどりの基本計画 生物多様性がさき戦略」のなかで、生物多様性の視点を盛り込んだ緑化ガイドラインを策定するとしておりますので、今後も策定に向けて検討してまいります。</p> <p>茅ヶ崎市環境基本条例では、市長は環境施策等について報告書を作成し、これを公表するものとし、さらに、報告書に対する市民意見を、環境審議会に提出するものとしています。いただいた御意見については、環境審議会に提出し、環境審議会には、それを踏まえたうえで、答申をまとめていただいております。</p>

No.	ページ	目標/ 重点施策	意見の内容	市の考え方
33	—	—	<p>(この報告書について)</p> <p>この進捗状況報告書は、行政と市民が協力してどのように環境保全に取り組んできたか、の現状を記載するものと理解していましたが。</p> <p>しかし、行政だけを主体に書かれているようで、それでも主語が明確でなく、わかりにくいと思います。特に市民団体や事業者が実施した活動についての記載が明確でなく、今後の進捗状況報告書のあり方も検討してほしいと考えます。</p>	<p>令和4年度からは、令和3年度を始期とする新たな環境基本計画についての報告書を発行します。御意見を参考に、分かりやすい報告書となるよう検討します。</p>